

九州地区高等学校野球連盟規約

第1章 名称と事務局

第1条 本連盟は、九州地区高等学校野球連盟という。

第2条 本連盟の事務局は、理事長校に置く。

第2章 目的と組織

第3条 本連盟は、日本高等学校野球連盟と連絡を密にし、九州各県高等学校野球連盟の中枢機関として高校野球の健全な発展向上を期す。

第4条 本連盟は、九州各県高等学校野球連盟をもって組織する。

第3章 事業

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するための次の事業を行う。

- 1 九州地区高等学校野球大会の開催
- 2 高校野球に関する調査研究、ならびに指導奨励
- 3 その他、目的達成のために必要な事項

第4章 役員

第6条 本連盟に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 理事長 1名
- 4 理事 7名
- 5 幹事 若干名（1名は理事が兼務）
- 6 参与（各県連盟の会長）

第7条 会長は役員会にて選出し、本連盟を代表し、会務を統轄する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。役員会の議を経て、会長が任命する。理事（長）は本連盟の会務を処理する。理事長は理事会において選出する。

幹事は役員会にて選出し、会計、および庶務を担当する。

第8条 会長は各県連盟会長のうちから選び、任期は2ヶ年とする。副会長は、その年の九州地区大会（春・秋）開催地の会長とする。従って、任期は1ヶ年。尚、九州地区会長の所属連盟が地区大会開催の年は、副会長は1人となる。

理事長の任期は2ヶ年、理事は各県理事長とする。任期は任意とする。

幹事の任期は2ヶ年。但し、それぞれ再任を妨げない。

第9条 本連盟に顧問を置くことが出来る。顧問は役員会で推薦し、役員会の諮問に応ずる任期は2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。

第5章 会 議

第10条 本連盟に次の会議を設ける。

(1) 役員会 (2) 理事会

第11条 役員会は会長・副会長・理事(長)・幹事・参与をもって構成する。理事会は会長・理事(長)幹事をもって構成する。

第12条 定例役員会は年3回(1月・5月・11月)開催する。規約の改廃・役員の選出・予算・決算・九州地区大会に関する事、そのほかを協議する。

第13条 理事会は、会長が必要と認めた場合、これを招集する。理事会の決定事項は、文書をもって全役員に通告する。

第14条 役員会、および理事会の成立は全役員数の2/3以上の出席を要し、協議事項の可否は、出席者の半数以上の賛否による。

第6章 経 理

第15条 本連盟の経費は、各県連盟負担金、および寄付金をもって充当する。

会計は、幹事のもとに置き、役員会によって委嘱された者が監査する。

第16条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第7章 付 則

第17条 九州地区大会は朝日新聞社の後援とし、西部本社運動部の協力を得る。

第18条 本規約は昭和58年1月1日より実施する。

第19条 本連盟の規約の施行にあたり必要な事項は、役員会の議により別に細則を決める。